

ユニバーサルサービス政策委員会（第34回）・  
ブロードバンド基盤ワーキンググループ（第6回）  
合同会合

1. 日時：令和5年2月2日（木） 11：00～12：00
2. 開催形式：WEB会議
3. 出席者：

<ユニバーサルサービス政策委員会 専門委員>

三友主査※、大谷主査代理※、砂田専門委員、長田専門委員※

注：氏名の後に※印が付いている専門委員はブロードバンド基盤ワーキンググループとの兼任

<ブロードバンド基盤ワーキンググループ 構成員>

大橋主査、相田主査代理、大谷構成員※、関口構成員、長田構成員※、林構成員、三友構成員※

注：氏名の後に※印が付いている構成員はユニバーサルサービス政策委員会との兼任

<ブロードバンド基盤ワーキンググループ オブザーバ>

全国知事会、全国町村会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

<総務省>

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、佐藤ブロードバンド整備推進室長、片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、西潟データ通信課長、山口電気通信技術システム課長、柳迫事業政策課調査官、齊藤事業政策課課長補佐、加藤事業政策課課長補佐

**【三友主査】** 皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりくださいましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまからユニバーサルサービス政策委員会（第34回）及びブロードバンド基盤ワーキンググループ（第6回）の合同会合を開催いたします。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、ウェブ会議による開催とさせていただきます。

最初に、事務局より留意事項についてお願いをいたします。

**【加藤事業政策課課長補佐】** 事務局でございます。本日は、御発言に当たってはお名前を冒頭に言及いただきますようお願い申し上げます。

また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願い申し上げます。チャット機能もございますので、音声がつながらなくなった場合など、必要があればそちらも御活用いただければと存じます。

ウェブ会議の接続が切れた場合などは、お手数ではございますが、事前に事務局より送りしたURLにもう一度ログインし直していただければ幸いです。

本日は事務局資料といたしまして、資料1「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申(案)に対する意見及びその考え方(案)」、資料2といたしまして「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申(案)」、及び資料3といたしまして「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申(案) 概要」をお配りしてございます。

以上でございます。

**【三友主査】** ありがとうございます。

最初に、ユニバーサルサービス政策委員会におきまして専門委員の変更がございましたので、御紹介をさせていただきます。

関口専門委員の御退任に伴いまして、本日は御欠席なのですが、横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授の高橋賢先生を専門委員としてお迎えしたことを御報告申し上げます。

また、長年にわたりましてユニバーサルサービス政策委員会で多くの議論に貢献いただいた関口専門委員に、この場を借りて心より御礼申し上げたいと思います。

関口先生はユニバの生き字引と私は申し上げておりました。本当にありがとうございました。

**【関口構成員】** どうもありがとうございます。

**【三友主査】** それでは、本日の議事に入りたいと思います。

まず、委員会設置規定第2項第4号の規定に基づきまして、主査代理を指名させていただきます。主査代理には大谷専門委員をお願いしたいと思いますが、大谷専門

委員、よろしいでしょうか。

【大谷主査代理】 大谷でございます。よろしくお願いいたします。

【三友主査】 ぜひ一言御挨拶いただければと思います。

【大谷主査代理】 ありがとうございます。主査代理ということで御指名にあずかりました大谷和子でございます。

現在、人口減少期に入った我が国におきまして、国民生活に不可欠であり、また、あまねく日本全国において提供が確保されるべきユニバーサルサービスの在り方を検討するこの委員会というのは、とても大きな役割を担うべきものと考えております。

微力ではございますが、委員の皆様をはじめ、ステークホルダーの皆様の声をよく聞きまして務めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【三友主査】 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題のほうに参りたいと思います。本日の議題は、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」についてでありますので、議題の進行につきましては、本件について集中的に議論をしていただきましたブロードバンド基盤ワーキンググループの大橋主査にお願いしたいと思います。

それでは、大橋主査、よろしくお願いいたします。

【大橋主査】 三友先生、ありがとうございます。それでは、今、三友主査からいただきました本日の議題、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」についてということで、議論させていただければと思います。

まず議題について事務局から御説明をいただいた後、意見交換させていただければと思いますので、まず事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 総務省事業政策課の柳迫でございます。

本件につきましては、昨年12月8日に開催したブロードバンド基盤ワーキンググループ（第5回）におきまして、本件に係る取りまとめについて御議論いただきました。

その後、12月9日から12日にかけて、ユニバーサルサービス政策委員会（第33回）において、本件ワーキンググループに係る報告書についてメール審議をしていただきました。

そして、12月20日開催の電気通信事業政策部会（第64回）において、三友主査より同報告書について御報告いただき、本件に係る答申案について意見の公募を行うことが議決されました。

意見公募につきましては、昨年12月21日から本年1月16日まで行われたところでございます。本日は、提出された意見に関する考え方について御議論いただきたいと考えております。

それでは、お手元の資料1「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申（案）に対する意見及びその考え方（案）」を御覧ください。

まず、1ページを御覧ください。意見の提出者の一覧でございます。

意見の提出者は全部で16件ございまして、そのうち12件が法人からの御意見でございます。

2ページを御覧ください。まず、総論についての御意見を紹介したいと思います。

意見1は、NTT、NTT東日本・西日本及びオプテージからの御意見でございまして、今回新たに創設されるブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度についての賛同意見でございます。

3ページを御覧ください。意見2でございます。こちらはNTT及びNTT東日本・西日本からの御意見でございまして、NTT東日本・西日本は、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組んでいく考えということで、本答申案に対する賛同意見として承っております。

4ページを御覧ください。意見3でございます。こちらにもNTT及びNTT東日本・西日本からの御意見でございます。

意見3の趣旨としましては、今回のブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度については、社会環境の変化や新しい技術の進展を踏まえ、技術中立的な制度設計を志向し、今後も柔軟に見直していくことが必要という御意見でございます。右側に記載している考え方3では、答申案の65ページにも示しているとおり、本制度が我が国を取り巻く社会経済環境の変化に柔軟に対応していくため、総務省において、今後も本制度の在り方について適時適切に議論を行っていくことが必要であるとしてございます。

5ページを御覧ください。ここからが答申案の「はじめに」の部分に係る御意見でございます。

意見4は、ソフトバンクからの御意見でございます。御意見の趣旨は、ユニバーサルサービス制度は競争の補完的手法であることを前提に、基礎的電気通信役務の範囲を含め、制度上の手当が最小限となるべきであることを明確にすべきという御意見でございます。

この点につきましては、これまで御議論いただいた中でも、林構成員からも御意見をいただきましたが、法制度の趣旨に照らし合わせると少し誤解している点があるかと思いません。

考え方4ではその点を示しておりまして、そもそもユニバーサルサービスの仕組みは1階と2階の構成でございます。1階の部分は基礎的電気通信役務の範囲や基礎的電気通信役務の適切性・公平性・安定性を確保するための規律を定めているものでございまして、2階の部分は競争の進展に伴って採算地域から不採算地域への内部補填ができなくなって、ユニバーサルサービスの安定的な提供の確保ができない場合に、競争の補完として交付金制度によってサービスを維持していくというものでございます。

そういった趣旨から考えますと、競争補完の考え方は、1階の部分であるユニバーサルサービスの範囲や規律の論点に係るのではなく、考え方4の3ポツ目にもございまして、交付金制度の論点に係るものでございまして、御意見にございまして答申案の記載を修正することは不相当としてございます。

7ページを御覧ください。ここからが答申案の「2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲」の部分に係る御意見でございます。

意見5は、個人の方からで、当面はF T T Hのみを第二号基礎的電気通信役務に位置付けるべきとの御意見でございます。

こちらについては、考え方5にございまして、これまでの議論では、技術中立的な制度設計を行う観点から検討した結果、F T T H、C A T V（H F C方式）及びワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）を第二号基礎的電気通信役務として位置付けることが適当としたものでございます。

7ページの意見6を御覧ください。N T T東日本・西日本からの御意見でございまして、第二号基礎的電気通信役務として維持される役務は、技術中立性を確保し、ネットワークの効率的な整備・維持がなされることが適当という御意見でございます。

こちらにつきましても、考え方6にございまして、1ポツ目で、第二号基礎的電気通信役務の範囲は、技術中立的な制度設計を行う観点からこれまで検討されてきたとしてございます。また、2ポツ目にございまして、本制度が我が国を取り巻く社会経済環境の変化に柔軟に対応していくため、今後も制度の在り方について適時適切に議論を行っていくことが必要であると考えますとしてございます。

8ページの意見7を御覧ください。オプテージとケーブルテレビ連盟からの御意見でござい

ざいまして、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）を第二号基礎的電気通信役務に位置付けることについての賛同意見でございます。

9ページの意見8を御覧ください。オプテージから、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を第二号基礎的電気通信役務に位置付けることを要望するという御意見でございます。

こちらは、考え方8の2ポツ目でございますとおり、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、1つの基地局で携帯電話の不特定の利用者也カバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しないことが課題として想定されるため、技術基準との関係について整理が必要となるとしてございます。

10ページを御覧ください。意見9でございます。まずNTT東日本・西日本から、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供に関して、NTT法の自己設置設備要件の緩和を希望するという御意見でございます。

この点に関しましては、意見10として、10ページから14ページにかけて、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、中部テレコミュニケーションから、NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供を検討する場合は慎重に検討すべきといった趣旨の御意見が出されてございます。

こちらに対する考え方につきましては、考え方9を御覧ください。2ポツ目でございますとおり、NTT法の自己設置設備要件の緩和に当たっては、NTT東日本・西日本が電電公社の時代に整備された全国規模の線路敷設基盤を受け継いでいること、NTT東日本・西日本が自ら電気通信設備を設置・運用することにより、他社の経営判断にかかわらず一定の品質水準で電気通信役務の継続的な提供の確保が可能であること等の観点から、引き続き総務省において検討を深めることが必要としてございます。

14ページの意見11を御覧ください。ソフトバンクから、モバイルブロードバンドは通信が不安定であるため、第二号基礎的電気通信役務と位置付けることは適当ではないという御意見でございます。類似の意見が15ページの意見12として、楽天モバイルから、モバイルブロードバンドを第二号基礎的電気通信役務と位置付けるかは慎重な検討が行われるべきという御意見がございます。

この2つの御意見に対する考え方については考え方11を御覧ください。1ポツ目に、モバイルブロードバンドについては、不特定多数のユーザーが接続してトラヒックが集中した場合に通信の安定性を欠く懸念があり、また、移動しながらサービスを利用する場合、

制御する基地局が切り替わることに伴い通信の途切れが想定される等の理由から、今般の対応としては、第二号基礎的電気通信役務に位置付けないこととすることが適当としてございます。

2ポツ目で、「しかしながら」ということで、モバイル分野の技術の進展は著しく、モバイルブロードバンドの環境変化を踏まえながら、引き続き総務省においてその位置付けを検討することが適当であるとしてございます。

15ページの意見13を御覧ください。JCOMからの御意見で、モバイルブロードバンドとワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を第二号基礎的電気通信役務に位置付けることが適当というものでございまして、考え方13では、モバイルブロードバンドについては先程の考え方12と同様、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については考え方8と同様としてございます。

16ページの意見14を御覧ください。オプテージからの御意見で、卸先事業者が提供する役務を第二号基礎的電気通信役務に含め、契約約款の届出義務及び役務提供義務を課すことに賛同するという賛同意見でございます。

17ページを御覧ください。ここからが「3. 事業者規律の在り方」でございます。

意見15を御覧ください。個人からの御意見で、相対契約についても契約約款の届出義務を課すべきというものでございます。これについては、考え方15の2ポツ目にございまして、利用者、事業者が相対で提示した提供条件に不満がある場合は、届出契約約款に基づくサービスを受けることができるため、相対契約を締結する場合には、契約約款の届出義務は必要ないという趣旨でございます。

意見16を御覧ください。個人からの御意見で、第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者には役務提供義務を課す必要はないという御意見でございます。これについては、考え方16のとおり、電気通信事業法の要請である基礎的電気通信役務の適切性・公平性を確保するために、第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者には、届出契約約款に基づく役務提供義務が課される必要があるとしてございます。

意見17を御覧ください。ソフトバンクからの御意見で、契約約款の届出について、過去の情報通信審議会答申を示して、2004年に利用者に利益が最大限還元されることを目指してデタリフ化されていることを踏まえて、規律内容は必要最小限とすべきといった御意見でございます。

こちらについては、考え方17の2ポツ目で示していますが、ソフトバンクの御意見で示

されている※3の「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」（情報通信審議会答申 平成14年8月7日）では、御指摘のとおりデータリフ化について言及はしておりますが、他方で、ユニバーサルサービスについてはその例外として、「契約約款の作成・公表を義務づけるとともに、当該契約約款に基づく役務提供義務を課すことが適当」とされてございます。この答申を受けた平成15年の電気通信事業法改正では、基礎的電気通信役務の「適切性」、「公平性」を確保するために契約約款の届出義務が課されておりますので、少しソフトバンクの御意見の趣旨は情報通信審議会答申の本来の趣旨と違うのかなと考えてございます。そのため、正しい考え方を考え方17で示してございます。

また、この意見17について、楽天モバイルからは、届出対象義務の適用範囲を第二種適格電気通信事業者に限定するなど必要最小限にとどめるべきとの御意見がありました。、他方で、意見18では個人から、全ての第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者へ契約約款の届出義務を課すべきと、逆の立場の御意見も出ております。

考え方18では、第1ポツ目で、第二号基礎的電気通信役務の「適切性」、「公平性」を確保する観点からは、当該役務を提供する全ての事業者に契約約款の届出を求めることは、基礎的電気通信役務の本来の趣旨を踏まえると望ましいとしてございます。しかしながら、2ポツ目で、答申案の26ページにもございますが、制度の現実的かつ実効性のある運用を考慮し、利用者への影響の大きさ等を踏まえて、第二種適格電気通信事業者と第二号基礎的電気通信役務に係る契約数が30万を超える事業者に限定して契約約款の届出義務を課すことが適当としてございます。

19ページの意見19を御覧ください。楽天モバイルから、単純再販型の卸電気通信役務を利用した第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者については、技術基準適合維持義務等を適用しないことに賛同する御意見でございます。

意見20を御覧ください。JCOM及びケーブルテレビ連盟からの御意見で、CATV（HFC方式）について、ITU規格（DOCSIS 3.0以降）に準拠することに賛同する御意見でございます。

20ページの意見21を御覧ください。こちらはNTT東日本・西日本からの御意見で、不採算地域におけるブロードバンド基盤の整備と、ブロードバンドサービスの提供確保に関する計画の公表について、ホームページ等で公表していく考えが示されてございます。考え方21では答申案の考え方を示すとともに、最後のポツで、第二種適格電気通信事業者に



おいては、答申案の考え方を尊重した取組が望まれるとしてございます。

21ページの意見22を御覧ください。KDDIからの御意見で、NTT東日本・西日本に対してラストリゾート責務を課すことも含め、当該責務の在り方について議論が必要という御意見でございます。

こちらについては考え方22のとおりでございます。今回、改正電気通信事業法でブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度が創設されましたが、その前提となる研究会である「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」の最終取りまとめの中で、NTT東日本・西日本等の企業体としての合理的経営を損なうおそれがあること等を踏まえ、今般の制度改正における対応として、NTT東日本・西日本等に対してブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すことは、必ずしも適当ではないことが示されてございますので、この考え方を考え方22で示してございます。

23ページを御覧ください。ここからが「4. 一般支援区域及び特別支援区域の指定の在り方」でございます。

意見23を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございまして、大きく2つポイントがございます。1点目が1ポツ目の、支援区域の指定にあたり、区域ごとに見込まれる赤字の額については、回線設置事業者が設備構築を行う場合の実際費用に基づくことが原則となるべきであり、モデルを用いた算定は限定的とすることが望ましいという考えでございます。また2つ目は、3ポツ目でございますとおり、未整備地域や公設地域につきましても、モデルにより算定される赤字額の多寡にかかわらず、特別支援区域として支援の対象とすることに賛同するという御意見でございます。

こちらについて、考え方23の1ポツ目でございますとおり、支援区域の指定に当たっては、第二号基礎的電気通信役務の収支を町字単位で区域ごとに算定するためには、区域ごとの会計の整理が必要となるなど、事業者側の規制コストが大きくなるため、この算定に当たっては標準的なモデルを用いることが適当としてございます。

24ページの意見24を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございます。支援区域の指定の要件である「1者以下の提供地域」について、区域の一部のみ、短期間のみ提供する事業者は支援区域を指定する上での競合事業者と評価せず、第二種適格電気通信業者による整備が妨げられないように整理が図られたことに賛同する御意見でございます。

意見25を御覧ください。こちらもNTT東日本・西日本からの御意見でございます。「1

者以下の提供地域」を把握するために、回線設置事業者に提供区域の報告を求める点につきまして、事業者負担を軽減する観点から、PC等を用いて運用可能な補助ツール等による効率化を検討することに賛同する御意見でございます。

意見26を御覧ください。24ページの下から27ページにかけて、KDDI、JCOM、中部テレコミュニケーション、オプテージ、ケーブルテレビ連盟から、第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告が事業者にとって過度な運用負担とならないように留意が必要という御意見でございます。

こちらについては、考え方26にございますとおり、補助ツールの活用によって事業者の負担を軽減する観点から、例えば「1者以下の提供地域」の1者は、回線設備の規模の割合が50%を超えていることが要件ですので、実際の回線設備の規模の割合を報告するというよりは、この50%を超えているか否かをツール上で選択するだけで良いという形にするなど、効率的かつ簡便な制度運用に資する工夫を行うことが重要ということと、最後のポツにございますとおり、事業者負担の軽減について、今後の制度運用も踏まえながら、補助ツールの改修の検証等についても継続的に総務省において検討を行うことが適当としてございます。

28ページを御覧ください。ここからが「5. 第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の支援要件」でございます。

意見27を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございます。未整備地域の解消を進める上で、特別支援区域における回線設備の規模の割合について、今後の整備状況に応じ、段階的な引上げを検討するとしたことに賛同する御意見でございます。

意見28を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございます。第二種適格電気通信事業者の指定要件として役務の継続提供期間を1年超と定める場合においても、交付金支援の対象となる期間は役務提供開始以降とされるべきという御意見でございます。

考え方28では、まず1ポツ目で、少し意見の事実誤認を訂正してございまして、改正電気通信事業法において、役務の継続提供期間は第二種適格電気通信事業者の指定の要件ではなく、第二種適格電気通信事業者が第二種交付金の支援を受けるための要件であるということを示しております。そして、2ポツ目で、答申案の図表6-1のスキームのイメージ図のとおり、第二種交付金については、第二種適格電気通信事業者が前年度の原価・収益を支援機関に届け出て、支援機関が総務大臣へ交付金額及び交付方法について認可申請を行い、総務大臣の認可を受けて実際にこの交付金額及び交付方法に従って交付金が交付

されるという流れでございます。

そのため、3ポツ目でございますとおり、第二種交付金の支援を受けるためには、このような手続に伴って交付金が実際に交付されるまでの期間が発生しますので、そういった期間も考慮することが適当としてございます。

29ページの意見29を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございます。他事業者の参入等によって支援区域の指定が解除された後も、一定期間の支援が継続されるべきという御意見でございます。

考え方29では、1ポツ目で、支援区域の指定の要件は、回線設備の規模の割合が50%超の状態、役務の継続提供期間が1年超である第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者が1者以下であることが前提として必要であることを示しております。そして、2ポツ目でございますとおり、仮に競合事業者の参入があったとしても、その参入した事業者が、回線設備の規模の割合が50%超になり、その状態で役務の継続提供期間が1年超になるまでの間は、引き続き第二種適格電気通信事業者として当該支援区域において交付金による支援を受けることが可能でございます。

30ページを御覧ください。ここからが「6. 第二種交付金の在り方」でございます。

意見30はオブテージ及びNTT東日本・西日本からの御意見でございます。費用算定の対象設備について、アクセス回線設備及び離島における海底ケーブルを基本とすることに賛同する御意見でございます。

意見31はNTT東日本・西日本からの御意見でございます。料金請求・顧客対応費用等の費用は、交付金算定上の費用算定対象とすることに賛同する御意見でございます。

31ページの意見32を御覧ください。オブテージから、支援の対象となる具体的な対象設備の範囲を明確化することを要望する御意見でございます。こちらにつきましては、考え方32でございますとおり、総務省において、今後のコスト算定の詳細について議論するに当たって、対象設備の範囲の詳細を明確化することが適当としてございます。

意見33を御覧ください。NTT東日本・西日本及びオブテージからの御意見でございます。交付金は、実際費用をベースとした収入費用方式により算定されるべきという御意見でございます。

こちらについては、考え方33の1ポツ目で、交付金の費用算定に当たっては、事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当としております。2ポツ目では、「ただし」として、適正な標準モデルの値では実際費用から大

きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられるとしてございます。

32ページの意見34を御覧ください。JCOMからの御意見で、特別支援区域における収入費用方式の検討に当たっては、補填額が不必要に増大しないよう留意すべきという御意見でございます。こちらについては、考え方34の2ポツ目でございますとおり、総務省において検討を行うに当たっては、交付金が過剰な額とならないように留意する必要があるとしてございます。

33ページの意見35を御覧ください。NTT東日本・西日本及びケーブルテレビ連盟からの御意見でございます。この御意見については、前回のワーキンググループで長田構成員からも御指摘をいただいた点かと思っております。支援区域の初回の指定は、改正電気通信事業法の施行後直ちに行われるというよりは、まず回線設置事業者の提供区域の報告がございますので、支援区域の指定までに一定の期間を要することも予想されます。そういった中で、初回の支援区域の指定に関しては、特別支援区域では未整備地域の解消や民設移行の促進という観点から、支援区域の指定を待つことなく新規整備された回線設備や民設民営へ移行した回線設備も交付金支援の対象とすることを要望するという御意見でございます。

こちらにつきまして、考え方35で、早期の新規整備や民設民営への移行を促進する観点から、改正電気通信事業法の施行後最初に指定を受けた支援区域については、例外的に改正電気通信事業法の施行日以降に新規整備された回線設備や民設民営へ移行した回線設備についても支援対象とすることが適当と考えられることから、御意見を踏まえまして追記いたしますということで、答申案の脚注37に、考え方35に記載の修正案を追記することとしてございます。

34ページの意見36を御覧ください。KDDIからの御意見でございます。答申案の図表6-3の趣旨を明確化するために、答申案の本文の修正を希望するものです。こちらも御意見を踏まえまして、記載の趣旨の明確化を図る観点から、考え方36に記載しているとおり答申案を修正することとしてございます。

意見37を御覧ください。KDDIからの御意見でございます。第二種交付金の算定方式の詳細について、モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることが適当とされたことについて賛同する御意見でございます。

35ページの意見38を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございます。

特別支援区域の交付金を収入費用方式で算定するに当たっては、対象となる収入と費用の範囲を一致させることが必要という御意見でございます。こちらについては、考え方38の2ポツ目でございますとおり、可能な限り対象となる収入と費用の範囲を合わせることを望ましいとしてございます。

意見39を御覧ください。NTT及びNTT東日本・西日本からの御意見でございます。交付金算定に当たっては、費用等の実態を適切に反映した交付金の規模を提示した上で、国民全体のコンセンサスを得ながら丁寧に進める必要があるという御意見でございます。

こちらについては、考え方39のとおり、総務省において今後交付金算定の詳細について検討する際には、費用の実態も踏まえながら、丁寧な検討を進めることが重要であるとしてございます。

36ページの意見40を御覧ください。オプテージ及びKDDIからの御意見でございます。交付金規模の肥大化を抑制し、国民経済全体の負担の最小化を図る観点から必要最小限の支援とすることが重要という御意見でございます。こちらについては、考え方40の2ポツ目でございますとおり、今後、総務省において第二種交付金算定の詳細を検討するに当たっては、交付金額が過剰な額とならないよう留意する必要があるとしてございます。

意見41を御覧ください。KDDIからの御意見でございます。交付金の支援を受ける事業者は、第二号基礎的電気通信役務に関する全体の収支を公表し、支援の必要性についても国民にしっかりと説明すべきという御意見でございます。こちらについては、考え方41の1ポツ目のとおり、第二種適格電気通信事業者が過大な交付金を受けることがないように、一般支援区域においては第二号基礎的電気通信役務の提供に係る財務会計上の赤字額を交付金の上限額とするところ、その赤字額等を明らかにする観点から、第二号基礎的電気通信役務全体の収支の状況の公表が、第二種適格電気通信事業者の指定要件として改正電気通信事業法に規定されています。

また2ポツ目でございますとおり、特別支援区域においても、答申案の図表6-3のとおり、第二号基礎的電気通信役務全体の収支が赤字の場合と黒字の場合において、支援対象設備の範囲に既整備の回線設備が含まれるかどうかの違いがありますので、当該収支の状況を公表することが重要であるとしてございます。

37ページの意見42を御覧ください。KDDIからの御意見でございます。交付金規模が過大となる場合などは、ベンチマーク方式の採用等も含めて収入費用方式の見直しを検討すべきという御意見でございます。考え方42では、頂いた御意見は、総務省において今後

の第二種交付金算定の詳細を検討する際の参考とすることが適当としてございます。

意見43を御覧ください。ケーブルテレビ連盟及びKDD Iからの御意見でございます。第二種交付金の算定に用いる標準的なモデルの検討に当たっては、事業者の用いる設備や事業者の規模の差異について考慮すべきという御意見でございます。こちらについては、考え方43の2ポツ目でございますとおり、標準的なモデルの具体的な内容については、第二号基礎的電気通信役務を提供する回線設置事業者の実態等も踏まえた上で、引き続き総務省において検討を深めることが適当としてございます。

39ページを御覧ください。ここからが「7. 第二種負担金の在り方」でございます。

意見44は、アルテリア・ネットワークス及びオプテージからの御意見でございます。アルテリア・ネットワークスからは、共同住宅向け全戸一括型契約については、共同住宅への引込回線数を基に算定すべきという御意見をいただいております。オプテージからは、共同住宅向け全戸一括契約型の提供回線数の考え方を具体的にお示しいただくことが負担事業者の公平性・透明性を確保する観点から重要であり、「例えば」として、電気通信事業報告規則等により各事業者から総務省へ報告している回線数等と合わせるなど、回線数の考え方を今後より明確にするよう検討することを要望するという御意見をいただいております。

こちらについては、考え方44のとおり、まず、集合住宅向けサービスは、主に集合住宅内の利用者と個別に契約する場合と、全戸一括で契約する場合等に類型化されると考えられます。そして、類型化されたとしても、これは提供する側及び利用する側に選択の自由があると考えています。

そのため、全戸一括契約型の集合住宅向けサービスについては、電気通信事業報告規則の考え方と同様、実際に提供されている回線数を把握している場合は当該回線数を、実際に提供されている回線数を把握していない場合は提供可能な最大戸数の回線数を報告することが適当と考えられることから、答申案の脚注41においてその旨を明確化する修正を行うこととしてございます。

40ページの意見45を御覧ください。NTT東日本・西日本からの御意見でございます。広域イーサネットサービスについても、閉域網通信であることを踏まえれば、第二種負担金の算定対象外とすべきという御意見でございます。こちらについては考え方45のとおり、広域イーサネットサービスは仮想閉域網を用いて提供される電気通信役務であり、こうした役務を提供する事業者は、第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することにより受益することが想定されないことから、第二種負担金の算定対象としないことが適当であると

し、その趣旨を明確化するために、答申案の脚注44にその旨を追記するものでございます。

意見46を御覧ください。KDDI、ソフトバンク、NTTドコモ及び楽天モバイルからの御意見で、当面の対応としてI o T端末との通信に用いる回線を第二種負担金の算定対象としないことに賛同するという御意見でございます。

41ページの意見47を御覧ください。NTTドコモからの御意見でございます。第二種負担金の算定対象となる回線として、I o T端末との通信に用いる回線を除く場合の運用として、電気通信事業報告規則に基づき報告を実施している「通信モジュール向けに提供しているサービス」の回線数を第二種負担金の算定の対象から除くこととしてはどうかということと、また、2ポツ目では、卸元事業者であるMNOとしては、卸先事業者であるMVNOの回線数も含めて報告する必要がありますが、第二種負担金の算定の対象とならないI o T端末との通信に用いる回線数を正しく把握するためには、「通信モジュール向けに提供しているサービスの回線数」を把握する仕組み作りが必要であるという御意見でございます。

こちらについて、考え方47では、第二種負担金の算定対象から除くI o T端末との通信に用いる回線数については、電気通信事業報告規則における「通信モジュール向けに提供しているサービス」の回線数を用いることが適当としてございます。また、2ポツ目では、MNOが第二種負担金の算定に必要な限度において、MVNOが提供する通信モジュール向けに提供しているサービスに係る提供回線数を把握する必要がありますので、総務省においては、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の取扱いも含めて、I o T端末との通信に用いる回線数の把握方法について引き続き総務省において検討を深めることが適当としてございます。

43ページを御覧ください。ここからが「8. 利用者等への周知の在り方等」でございます。

意見48を御覧ください。NTTドコモ及びKDDIからの御意見でございます。総務省と支援機関が連携して、分かりやすく情報提供を行う方針が示されていることについて賛同する御意見でございます。

意見49を御覧ください。KDDIからの御意見でございます。電話に関するユニバーサルサービス制度の対応と同様に、情報開示に関するガイドラインを作成することが必要という御意見でございます。こちらについては、考え方49で、負担事業者等が利用者に対して情報開示を行うに当たって、電話に関する「ユニバーサルサービス制度における利用者

への情報開示に関するガイドライン」等を参考にすることが考えられるとしてございます。

44ページの意見50を御覧ください。楽天モバイルからの御意見でございます。利用者への周知期間、負担事業者における準備期間を十分に確保することが必要という御意見でございます。これについては、考え方50の1ポツ目のとおり、本制度の円滑な運用に向けては、利用者への効率的・能率的な周知が必要ということと、電話に関するユニバーサルサービス制度と同様に、制度の運用開始前には利用者等への適切かつ十分な周知が必要としてございます。また、2ポツ目でございますとおり、ブロードバンドサービス提供事業者に対しても、制度の円滑な運用に資するよう、負担事業者の要件・範囲等について、総務省と支援機関がしっかりと連携して説明会等を通じて適切に周知していくことが必要としてございます。

意見51を御覧ください。JCOMからの御意見でございます。全国民が本制度を理解できるよう、国において周知・広報を徹底することを要望し、事業者負担の軽減を図ることを要望する御意見でございます。

こちらについて、1つ目の御意見については、考え方50の1ポツ目と同じ内容を考え方51の1ポツ目で示しております。また、2つ目の御意見については、2ポツ目のところで、負担事業者や支援機関の負担にも配慮しながら、支援機関が行う第二種負担金の徴収について、可能な限り電話に関するユニバーサルサービス制度と同様の運用とされることが望ましいとしてございます。

46ページ以降がその他の意見でございまして、意見と考え方につきましては記載のとおりでございます。

長くなりましたが、事務局からの御説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**【大橋主査】** ありがとうございます。

それでは、意見交換をさせていただきたいと思います。今、事務局から大変丁寧に、かつ効率的に御説明いただいた資料1の考え方の案についてですけれども、これについて御議論させていただきたいと思います。ページ数が相当多いので、2ページ目に「総論」とありますが、この総論から、21ページ目に「3. 事業者規律の在り方」までで一旦区切らせていただいて、皆様方のほうから御意見あるいは御質問等あれば、いただければと思います。

チャット欄あるいは挙手ボタンで御教示いただければ指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

**【加藤事業政策課課長補佐】** 大橋主査、事務局でございます。意見交換の冒頭に、本



日御欠席の春日構成員より事前にコメントをいただいておりますので、事務局のほうから代読させていただいてもよろしいでしょうか。

【大橋主査】 もちろんです、構いません。ありがとうございます。

【加藤事業政策課課長補佐】 ありがとうございます。それでは、まず前半の論点につきまして、春日構成員からの御意見を代読させていただきます。

新たに創設する制度としては、全般的に強い反対意見は少ないように思います。第二号基礎的電気通信役務の範囲について、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を含める場合の、NTT法の自己設置設備要件の緩和に対する懸念点について意見が多く寄せられていますので、答申のとおり、当初は対象に含めず議論を深めていくことが適切だと改めて感じました。

こういった御意見をいただいております。

事務局からは以上でございます。

【大橋主査】 それでは、構成員の方々から御意見いただきたいと思います。まず林構成員、お願いします。

【林構成員】 ありがとうございます。名古屋大学の林と申します。前半の部分につきまして、2点コメントがございます。

まず、考え方の案につきまして、適切にお取りまとめいただきまして感謝しております。先ほどのパブコメの意見の中には、事業者様からは自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持の担い手として積極的に取り組んでいく旨の心強い意見がございましたけれども、そういった事業者様の意欲と能力を制度としてしっかりサポートできるように、制度を立ち上げて着実に運用していくことが肝要であるというふうに存じました。

そして、制度が立ち上がった暁においては、運用が一定期間経過した後に、そのフォローアップとモニタリングのために、考え方の中でもところどころ触れられておりましたけれども、総務省において継続的に検証を行うということが必要だと思います。これが1点目でございます。

2点目は、このワーキンググループでもまだ十分に議論し尽くせなかった論点もあったというふうに記憶しておりまして、その扱いについてでございます。

例えば、NTT東日本・西日本にラストリゾート事業者としての法的責務を課すということについてですけれども、考え方の中では適當ではないということが示されております。確かに今回はラストリゾート義務の是非についてまで十分に議論をし尽くせなかったので、

今回のこの整理はこれで異存はないんですけれども、今回の制度対応としては、ラストリポート義務は適切でないということでありまして、これでこの論点の議論は今後も打ち止めかという、そういうことでもないのかなというふうに理解しております。

私も法的義務とすること、考え方22の1ポツ目にも示されておりますように、NTT東日本・西日本の企業体としての合理的経営を損なうおそれがあると思いますので、慎重に検討すべきだと思うんですけれども、他方で、以前この場でも申しましたように、例えば官民協定のような形で、より緩やかな形で第二種適格電気通信事業者の計画策定とその着実な運用を求めるということはあり得るのかなと思っていて、いずれにしても、考え方22の2ポツ目にも示されておりますように、計画の透明性を求めていって、そういう中において事業者様の対応をしっかり総務省として見ていく必要があって、その中でこの論点についても引き続き議論すること自体は必要なのかなというふうに思っております。

すみません、長くなりました。以上です。

**【大橋主査】** ありがとうございます。ほかの構成員の方々に、もし御意見等ありましたらいただければと思います。

それでは、よろしければ全体を通じて、先ほど21ページ目で区切らせていただきましたけれども、全体を通じてでも全く構いません。22ページ目から最後まで含めて、委員、構成員の皆様方で御意見等頂戴できればありがたいですが、いかがでしょうか。

**【加藤事業政策課課長補佐】** 事務局でございます。春日構成員から、後半の論点につきましても1点コメントをいただいておりますので、まず代読させていただいてもよろしいでしょうか。

**【大橋主査】** はい、どうぞ。

**【加藤事業政策課課長補佐】** 代読させていただきます。

意見26、第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告について、事業者にとって過度な運用負担とならないよう留意が必要との意見が多いですが、これは補助ツール等の具体的な作業イメージを共有化できれば解消すると考えられますので、なるべく早期に示すことが望ましいと思います。

以上でございます。

**【大橋主査】** ありがとうございます。

それでは、委員、構成員の方々でお願いできればと思います。

大谷主査代理、お願いいたします。

【大谷主査代理】      ありがとうございます。大量の意見が寄せられたところに、事務局で丁寧に回答の案を御用意いただきまして、ありがとうございます。御意見などを沢山いただいたことによって、修正すべき点、追記すべき点も明確になりまして、意見35、それから36に基づく修正などについて賛同したいと思います。

前回、長田構成員から適切に懸念を表明していただいた点ですけれども、最初に指定を受けた支援区域について、施行日以降に新たに整備された回線設備などについても支援対象とすることを明らかにする旨、追記していただくことができましたので、早期の新規整備等、それから民設民営への移行が促進されることについて期待したいと思います。

また、修正箇所としましては、意見44のところですが、集合住宅での負担金の算定方法については、これまでどうするのか十分はっきりさせていなかったところがあると思いますけれども、やはり今回追記していただきましたように、算定できないときには提供可能な最大戸数であるということを明記していただくことで、まず、すっきりした面があると思われま。提供可能な最大戸数というのはどういうふうに見るのかといったことについても、分かりやすく説明していくことが必要ではないかと思っております。

そして、意見45のところ、広域イーサネットサービスについて第二種負担金算定の対象外であるということを明記していただいたことについても賛同しております。

一方、答申案の変更とかそういうことではないんですけれども、意見29を拝見して思ったことです。ちょっと感想めいておりますが、不採算地域で回線設備の割合が50%を超えていて、かつサービス提供期間が1年を超えて提供している事業者が存在している場合というのは、やはりほかの事業者が参入しづらくなるのではないかなと思っております。

そうしますと、その町字内では1者のみがサービス提供者となるということがおおよそ考えられますので、そのサービス提供者にとっての経営判断ではありますけれども、将来的にその50%をさらに超えてサービスの提供範囲を拡張するインセンティブにつながる施策というのにも必要になってくるのではないかと感じました。

実際にどこまでサービスが普及しているのかといったことについては、今般、事業者の運用負担を軽減するために、補助ツールでは50%を超えているかどうかについて選択式での報告をしていただくということなんですけれども、実際にそれが50%を超えて70%なのか、80%なのか、50%ぎりぎりなのかといったことについても、いずれ正確に把握していくことも必要になってくるのではないかと思います。

感想めいておりますけれども、以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

長田委員、お願いします。

【長田専門委員】 長田でございます。大谷主査代理が整理をして御意見をおっしゃってくださったので、もうほとんど同じことになってしまいます。

追記のところ、ありがとうございます。やはり時を待たずにどんどん進めていかなければいけないことですので、明確にさせていただいたのでよかったなというふうに思っています。

大谷主査代理の最後のお話のところ、そこもとても大切な視点だと思っています。この新しい制度を国民に周知していくというときに、やはり制度の仕組み、こういうものが始まりますよというだけではなくて、我々がこの先ブロードバンドをどう考えていくのかということも含めて理解をいただき、自分たちが暮らしている地域で、やはりまだ全然これは設備が足りないんだということなどもきちんと意見が言えるような理解を進めていくことが大切だなというふうに思いました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。ほかの委員、構成員の方、いかがでしょうか。全体を通じてでも構いませんので、もしございましたらいただければと思います。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

林構成員から今後に向けての課題もいただいたところですけれども、まさに今後も、この制度で、今回で終わりというわけではなくて、恐らく今後も引き続き検証しながら精査して、よりよいものにしていくということなんだと思いますが、今回のこの意見、あるいは取りまとめについては、皆様方の御了承をいただいたのかなというふうに受け止めています。

よって、御議論の中で特段意見に対する考え方、案についての修正を要する御意見はなかったということですので、今回、意見に対する考え方案等については本案のとおりとさせていただきますと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、ここで議論を終了させていただいて、ユニバーサルサービス政策委員会の三友主査に進行のほうをお返ししたいと思います。御議論ありがとうございました。

【三友主査】 大橋主査、それから委員、構成員の皆様、御議論いただきましてありが

とうございました。

非常に長きにわたって御検討いただきまして、このような形でまとまったということ、大変感慨深く思っております。ありがとうございました。

先ほど取りまとめいただきました意見に対する考え方の案等につきましては、今回、特に修正意見という形ではございませんでしたので、そのままの形で、私からワーキンググループの調査結果を踏まえた当委員会の検討結果として、電気通信事業政策部会のほうに報告をいたします。ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、竹村総合通信基盤局長より御挨拶をいただきたいと思えます。

**【竹村総合通信基盤局長】** 総合通信基盤局長の竹村でございます。三友主査、大橋主査をはじめ、委員、構成員の皆様には、平素より情報通信行政に御理解と御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本件につきましては、昨年6月の情報通信審議会への諮問以降、オブザーバーとして御参加いただいた皆様も含めて、委員会、ワーキンググループ、合わせて9回にわたりました精力的な御議論をいただきました。

特に技術中立性の観点から、有線だけではなく無線の活用についても御議論をいただき、今回の案では第二号基礎的電気通信役務の範囲にワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)を含めるよう御提言をいただいたところです。

総務省としては、今後、電気通信事業政策部会において答申をいただいた後、早急に所要の制度整備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、改めて皆様方の御協力に感謝を申し上げますとともに、今後とも情報通信行政の推進に当たり、お力添えを賜りたくお願いを申し上げます。本日はありがとうございました。

**【三友主査】** どうもありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項がございましたらば、お願いいたします。

**【加藤事業政策課課長補佐】** 事務局でございます。三友主査からもございましたとおり、本日御議論いただきました「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申(案)に対する意見及びその考え方(案)」等につきましては、三友主査から電気通信事業政策部会に御報告をいただきまして、部会にて御審議いただく予定でございます。

事務局からは以上でございます。

**【三友主査】** ありがとうございます。

それでは、これをもちまして第34回ユニバーサルサービス政策委員会及び第6回ブロードバンド基盤ワーキンググループを閉会いたします。

大橋主査をはじめ、構成員、委員の皆様、そして事業者の皆様、関連されました様々な方々に、これまで大変御尽力をいただきました。本当にありがとうございました。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。